

訴訟事件の判決（2件）について

- 1 損害賠償請求事件の判決について（資料1）
- 2 目黒区有地違法売却に係る損害賠償請求事件の判決について（資料2）

1 訴訟事件名等

- (1) 事件名 損害賠償請求事件
- (2) 原告 A氏
- (3) 被告 目黒区、東京都、元区立中学校生徒B
- (4) 裁判所 東京地方裁判所民事第18部
- (5) 判決言渡日 平成29年3月13日

2 事件の概要

本事件は、区立中学校の臨時的任用教職員として音楽の授業を担当していた原告が、授業中に生徒Bから暴行を受け（以下「本件傷害行為」という。）、両上肢打撲等の傷害を負い、心因反応に罹患したことに関連し、以下のとおり主張し、損害賠償を求めたものである。

- (1) 生徒Bが原告に対して行った本件傷害行為は、原告に対する不法行為を構成する。また、区は、生徒Bが過去に起こした傷害行為を原告に伝えず、指導等も行わなかったため、原告に対する安全配慮義務に違反した。よって、生徒B及び区は、原告に対し、連帯して損害賠償金164万5013円及びこれに対する平成24年3月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うこと。
- (2) 都が、本件傷害行為を原因として就労できなくなったことを理由に、原告の再任用を拒否したことは、労働基準法第19条の趣旨にもとる違法行為であるから、都及び都と連絡を取り合っていた区は連帯して損害賠償金1004万552円及びこれに対する平成24年3月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うこと。
- (3) 再任用拒否により原告の被った損害は、生徒Bによる本件傷害行為と因果関係を有するから、生徒Bは、原告に対し、上記(2)と同額の損害賠償金及び金員を支払うこと。

3 判決の内容

(1) 主文

ア 生徒Bは、原告に対し、30万8000円及びこれに対する平成24年3月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。この判決は、仮に執行することができる。

イ 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

ウ 訴訟費用は、原告及び生徒Bに生じたものを13分し、その12を原告の、その余を生徒Bの負担とし、都及び区に生じた訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 裁判所の判断（概要）

ア 生徒Bが原告に対して行った本件傷害行為は不法行為を構成する。

イ 生徒Bが過去に起こした傷害行為は、生徒同士の喧嘩に起因するもので、当初から教師に向けられたものではなく、その後の学校生活においても粗暴な面は見られていないことから、区は、教師に対する傷害行為の発生を予見できる状況にはなかった。さらに、原告が長い生徒指導の経験を有していたことも考慮すると、区が原告に対して負うべき安全配慮義務に違反したものと認めることはできない。

ウ 都は、区からの内申に基づき再任用の可否を判断する立場にあるから、内申が取り消された以上、都は、再任用の可否を判断する立場になかった。また、区が都へ再任用の取消しを内申したのは、原告による辞退の申出に基づくものと認定できることから、原告の期待権を侵害するものではない。

以 上

1 訴訟事件名等

- (1) 事件名 目黒区有地違法売却に係る損害賠償請求事件
- (2) 原告 目黒区在住のA氏
- (3) 被告 目黒区長（執行機関）
- (4) 裁判所 東京地方裁判所民事第51部
- (5) 判決言渡日 平成29年3月30日

2 事件の概要

被告は、公募型プロポーザル方式による随意契約によって、最も低額の土地買受価格を提案した事業応募者に対して、違法に区有地の売却を行った。

これにより、当該契約過程において次点となった事業者から提案のあった買受価格（提案事業者の中で最高価格）との差額である19億6700万円余の損害が目黒区に生じているとして、被告が、目黒区長個人に対して当該損害額及び訴状送達日の翌日である平成28年6月1日から支払済みまで年5分の遅延損害金について請求をすることを求めた事案である。

3 判決の内容

(1) 主文

- ア 原告の請求を棄却する。
- イ 訴訟費用は、原告の負担とする。

(2) 裁判所の判断（概要）

以下の理由により、本件区有地売買契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当し、同号所定の随意契約の要件を満たすものとして、適法であるとされた。

ア 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号は、随意契約の対象となる様々な契約について例示しているものであり、随意契約の対象を「不動産の買入れ」や「賃借」等に限定するものではない。よって、「不動産の売却」は、同号に定める「その他の契約」に含まれるもので、随意契約の対象となり得る。

イ 本件区有地の売却先は、区財産価格審議会等への諮問及び答申を経て定めた最低売却価格を上回ることを必須条件とした上で、地域住民要望を踏まえたまちづくりの実現や価格面等を考慮した審査基準に基づいて外部有識者で構成された審査委員会において総合的に評価し、最優秀提案応募者に選定された。

その後、政策決定会議において、当該審査委員会の審査結果等について質疑応答や審議を経た上で、審査委員会の意見を尊重する形で事業予定者を決定している。

以上の経過により決定された事業予定者の選定は、区の担当機関の合理的な裁量判断により決定されたものとみるのが相当であり、最高裁判例で示された多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるにしても随意契約によることができる場合に該当する。

以 上